

地域公共交通会議とは

道路運送法等の一部を改正する法律が、平成18年10月1日に施行されたことにより、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として定められたものです。

【目的】

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金等に関する事項
 - ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - ・ その他これらに関し必要となる事項
- これらを協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めることを目的としています。

【検討事項】

- (1) 運賃及び料金等について
1回あたりの運賃及び免除規定等について検討を行います。
- (2) 経路（バス停）について
今後、予定している経路（バス停位置）について検討を行います。
- (3) 時刻について
偏った運行時間とならないよう検討を行います。
- (4) 運行管理について
安全管理及び車両整備等の確認を行います。
- (5) 必要な事項
その他必要と認められる事項について検討を行います。

【効果】

地域公共交通会議における合意事項は、協議の調っていることを交通会議が証明し、のちの事業計画に添付することで、関係機関協議が調整済みとして処理され、審査機関の短縮を図ることができます。



